

平成28年
4月1日
採用の

町職員募集!

あなたの力を
求めています

職種・採用予定者数

- ①一般行政職初級 [5名]
- ②一般行政職初級(身体障害者対象) [若干名]
- ③保育士職(保育士・幼稚園教諭有資格者) [6名]

受験資格

- ①一般行政職初級
 - 平成6年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた方で、学歴を問わない。
- ②一般行政職初級(身体障害者対象)
 - 次のすべての条件を満たす方で、学歴を問わない。
 - ①平成6年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた方であること
 - ②身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級までであること
 - ③活字印刷文の出題への対応ができること
 - ④自力により通勤ができ、介護者なしに職務遂行が可能であること
- ③保育士職(保育士・幼稚園教諭有資格者)
 - 昭和55年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた方で、保育士および幼稚園教諭の両方の資格を有している方、または平成28年春季までに当該資格を取得見込みの方。



試験日時

9月20日(日)午前10時から

試験会場

千葉県立佐原高等学校

申込書の配布

7月1日(水)から役場2階の総務課で配布【午前8時30分～午後5時15分】

※土・日・祝日は、日直にお申し出ください。

- 町ホームページ(<http://www.town.tako.chiba.jp/>)からもダウンロードできます。
- 郵送により申込書を請求する場合は、住所・氏名を記した返信用封筒(A4サイズが入るもの)に140円切手を貼って、同封してください。

申込書の受付

7月28日(火)から8月14日(金)まで

※役場2階の総務課で受付(土・日は除く)【午前8時30分～午後5時15分】

※郵送の場合は、8月14日(金)の消印まで有効です。

お問合せ●総務課庶務係 ☎76-2611 (〒289-2292 多古町多古584番地)

臨時福祉給付金支給事務員の募集

- ◆職種 一般事務
 - ◆募集人数 4名
 - ◆雇用期間 9月1日(火)～10月31日(土)
 - ◆勤務時間等 月曜～金曜の午前8時30分～午後5時15分(祝日を除く)
 - ◆資格 18歳～60歳位まで
 - ◆勤務場所 保健福祉センター
 - ◆職務内容 簡単なパソコン操作や申請受付事務
 - ◆賃金 日給6,600円
 - ◆手当 通勤手当等
 - ◆提出書類 履歴書(郵送または持参)
 - ◆申込期限 7月31日(金)
- ※詳細については、お問い合わせください。

お問合せ●保健福祉課福祉係 ☎76-3185 (〒289-2241 多古町多古2848番地)

税等の納付状況報告

(平成27年5月31日現在)

多古町政治倫理条例第6条第1項の規定により、町の特別職および議会議員の平成26年度の税等の納付状況を公表します。

職名	氏名	町県民税	固定資産税	国民健康保険税	軽自動車税	介護保険料	後期高齢者医療保険料	水道使用料	集落排水使用料
町長	菅澤 英毅	○	○	○	-	○	-	○	-
副町長	久保 俊明	-	-	-	-	-	-	-	-
教育長	柴田 洋	○	○	○	-	-	○	○	-
議長	菅澤 昌則	○	○	○	○	-	-	○	-
副議長	勝又 一徳	○	○	-	○	-	-	-	-
議員 (議席番号順)	鶴澤 茂	○	○	-	○	-	-	○	-
	佐久間由紀子	-	-	-	-	-	-	-	-
	那須 保秋	○	○	○	○	○	-	○	-
	鎌形 邦雄	○	○	○	○	-	-	○	-
	高坂 恭子	○	-	-	-	○	-	-	-
	菅澤 環	○	-	-	-	-	-	-	-
	山口 清	○	○	○	○	-	-	○	-
	土井 秀敏	○	○	○	-	-	-	-	-
	土井 清司	○	○	○	-	○	-	○	-
	所 一重	○	○	-	-	-	-	○	-
石渡 悦子	○	○	-	-	-	-	-	-	
椎名 義光	○	○	○	○	-	-	-	○	

【表示例】「○」…当該年度に納付すべき額がすべて納付されている場合

「×」…当該年度に納付すべき額に未納がある場合

「-」…本人の納付義務等がない場合

- 国民健康保険税は、世帯主に課税されます。
- 介護保険料の表示について、国保加入の40歳以上65歳未満の方は、国保税に合算し世帯主に課税されるので、納付義務がないという表記になります。

請負契約等辞退届提出状況

多古町政治倫理条例第4条第6項の規定により、請負契約等辞退届の提出状況について公表します。

職名	氏名	企業の名称
副議長	勝又 一徳	株式会社勝又商事
議員 (議席番号順)	土井 秀敏	香取建設株式会社
	所 一重	トコロロ株式会社 トコロロインターナショナル株式会社

お問合せ●総務課庶務係 ☎76-2611

第十回特別弔慰金が支給されます

■支給対象者

平成27年4月1日において、戦没者等の死亡当時のご遺族で「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方がいない場合に、次の①から④の順位で該当するご遺族1人に支給されます。

- ①平成27年4月1日までに弔慰金の受給権を取得した方
- ②戦没者等の子
- ③戦没者等の(1)父母、(2)孫、(3)祖父母、(4)兄弟姉妹
(戦没者等の死亡当時、生計を共にしていたか等の要件を満たしているかにより、順番が入り替わります)

- ④左記①から③以外の戦没者等の三親等内の親族
(戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計を共にしていた方に限ります)

■支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債
(平成28年4月15日から5年ごとに5万円の支払いを受けることができます)

■請求期間

平成27年4月1日～平成30年4月2日
※請求期間を過ぎると第十回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

お問合せ●保健福祉課福祉係 ☎76-3185